

原 安 第 1 1 5 号
令和4年（2022年）4月20日

玄海原発の廃炉問題を考える会 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要望質問書に対する回答について

2022年4月7日付けで提出のあった要望質問書については、別紙のとおり回答します。

2022年4月7日付け要望質問書への回答

要望1.

九州電力に六ヶ所再処理工場が完成、本格稼働するまで乾式貯蔵施設の工事に着手しないように申し入れてください。

(答)

- 六ヶ所再処理工場の完成及び稼働に当たっては、原子力規制委員会による審査や検査により安全性が確認されると認識しています。
- 玄海原子力発電所における乾式貯蔵施設については、今後、九州電力による工事計画の申請や原子力規制委員会による審査が行われ、令和9年度(2027年度)の運用開始が計画されています。
- 県としては、それぞれがしっかりと責任を果たすよう、今後ともこれらの状況を注視していきます。

要望2.

六ヶ所再処理工場が22年度上期に完成しなかった場合には、完成できる見込みはいつまでたってもないことを意味するので、事前了解を撤回してください。

(答)

- 六ヶ所再処理工場のしゅん工時期については、事業者である日本原燃から令和4年度(2022年度)の上期と公表されています。
- 県としては、六ヶ所再処理工場のしゅん工時期についても注視し、玄海原子力発電所の使用済燃料の搬出方針等への影響をしっかりと確認していきます。

要望 3.

国と九州電力が「六ヶ所再処理工場が本格稼働できるのかどうか」を県民に説明して意見交換する会を設定してください。

(答)

- 国と事業者である日本原燃がしっかり説明責任を果たしていくことが大事であると考えており、原発立地地域に対し、進捗状況などについて随時説明責任を果たすよう国へ申し入れを行っています。
- 説明の在り方については国や事業者である日本原燃が自ら考えるべきと考えています。
- これからも随時申し入れを行っていきます。

質問 1. 3回目の要望質問書の質問 1 と 2 について

① 再処理工場への搬出について「原子力規制委員会も審査の中で確認しています」との回答ですが、どのように確認されていますか。

(答)

- 令和元年 5 月 22 日に開催された令和元年度原子力規制委員会の第 8 回会議において、玄海原子力発電所敷地内の使用済燃料の管理方針については、「使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出することを基本方針とし、再処理工場に搬出されるまでの間は、プール方式のリラッキングに加え、乾式貯蔵施設を設置し、使用済燃料を貯蔵・管理する」ことが確認されています。

② 「今後とも国と九州電力に対し、それぞれの責務を果たすよう強く求めています」との回答ですが、六ヶ所再処理工場は既に放射能で酷く汚染されているため「設計及び工事に関する認可」は得られる状況にありませんし、ガラス固化が困難等の技術的な問題や核不拡散のためにこれ以上プルトニウムを取り出せない問題等があり、県が強く求めてもこの責務を果たすことができない状況がすでに明らかにあるのではありませんか。

(答)

- 核燃料サイクル政策を含め原子力政策については、責任を負うべき者が、それぞれきっちりと責任を果たすべきと考えています。

③ 質問2に「再処理工場の竣工が遅れていることには、強い問題意識を持っています」との回答ですが、これは、これ以上竣工が遅れた場合には、何か行動を起こされるという意味ですか。説明してください。

(答)

- 六ヶ所再処理工場は、国が進める核燃料サイクル政策の中核施設に位置付けられていると認識しています。

- 六ヶ所再処理工場については、事業者である日本原燃と国が責任を持って取り組み、しっかりと結果を出すべきであり、これからも国に対しその旨を申し入れていきたいと考えています。

質問2. ウクライナの状況から日本の原発の軍事リスクについて

① 更田原子力規制委員長は9日の記者会見で「放射性物質があるところに爆発物を持ってこられたら飛び散る。事故を起こす起こさないでなく、放射性物質があること自体が脆弱性になる。強い攻撃を仮定するなら、すべての放射性物質を地中深くに持っていかないとだめだ」(13日佐賀新聞)と指摘しています。県は原発が武力攻撃された場合、原発とキャスクは最悪、どのようになるとお考えですか。また、県民への影響についてはどう考えますか。

(答)

- そもそも武力攻撃のような事態に陥ることがないように、国には外交などのあらゆる努力をしていただきたいと思います。

- その上で、原子力発電所に限らず、我が国への武力攻撃への対応については、国防の観点から国が責任をもって検討していただきたいと思います。

② 乾式貯蔵施設を設置すれば、その分使用済み核燃料は増え、危険性は増大します。県民の安全を考えると少なくともこれ（使用済み核燃料貯蔵プールに保管する分）以上に乾式貯蔵施設を設置して使用済み核燃料を増やすべきではないと考えますが、知事は増やしてもよいとお考えですか。

(答)

- 原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本の方針とされています。
- 九州電力は、この基本の方針に沿って、使用済み燃料を一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出する方針を原子力規制委員会の審査の中で説明し、その上で、乾式貯蔵施設の設置について、最大960体の貯蔵が許可されています。

③ 九電は使用済み核燃料を玄海原発で、将来的に何体まで保管してよいのでしょうか。それとも制限はないのでしょうか。

(答)

- 現在、原子力規制委員会から許可されている玄海原子力発電所における使用済み燃料の貯蔵容量については、リラッキング工事及び乾式貯蔵施設の設置工事の完了後に、最大で4,860体となり、これを超えて貯蔵することはできません。

要望4.

原子力安全対策課長との意見交換の場を設けてください。

(答)

- 県としては、原子力発電所に関する様々な方からの御意見について、意見を述べたいと具体的な申出があった場合は、随時お伺いすることとしています。
- 御要望、御質問に関しては、正確を期すため文書で提出いただき、文書で回答することとしています。
- なお、意見書や質問書の受け取りに際しては、時間と場所を調整の上、課長を含む担当課員により直接話を伺っており、今後とも真摯に対応していきます。

追加の要望

県原子力インフォメーション「佐賀県原子力環境安全連絡協議会を開催しました」が新聞の折り込みとして配布されています。新聞や折り込みを取らない家庭もあるので、県民だよりと一緒に配布して全家庭に届くようにしてください。

(答)

- 御指摘の「佐賀県原子力環境安全連絡協議会を開催しました」(以下「広報紙」という。)は、佐賀県原子力環境安全連絡協議会の概要をお知らせするために、年2回発行しています。
- 広報紙については、行政の窓口での開架、県のホームページへの掲載、全市町への配布等様々な手段によりお知らせしているところですが、その1つに新聞折り込みを活用しています。
- 県内全戸に配付していただきたいとの御要望については、今後とも配布時期や費用などをしっかり検討しながら、より多くの方に見ていただけるよう努めていきます。